○　高規格幹線道路

高規格幹線道路網計画の策定

建設省では，昭和62年６月道路審議会の答申に基づき，14,000km の高規格幹線道路網計画を決定した。

第四次全国総合開発計画（昭和62年６月30日閣議決定）においても，21世紀にむけ多極分散型の国土を形成するため交通，情報・通信体系の整備と交流の機会づくりの拡大を目指す〝交流ネットワーク〞構想を推進する必要があるとしており，これを実現するため『全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路網については,高速交通サービスの全国的な普及,主要拠点間の連絡強化を目標とし，地方中枢・中核都市，地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域等からおおむね１時間程度で利用が可能となるよう，およそ１万４千キロメートルで形成する』とされている。

高規格幹線道路の概要

①高規格幹線道路の意義

高規格幹線道路は，自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路をいう。

②高規格幹線道路の整備

高規格幹線道路は，高速自動車国道11,520km，及び一般国道の自動車専用道路約2,480km（本州四国連絡道路約180km を含む）で構成される。

なお，高規格幹線道路網計画の決定に伴い，昭和62年９月１日国土開発幹線自動車道建設法が一部改正され，従前の国土開発幹線自動車道を延伸する路線及び国土開発幹線自動車道に準ずる国土を縦貫もしくは横断する路線3,920kmが新たに追加された。

③高規格幹線道路網の整備体系

高規格幹線道路
約14,000km
- 高速自動車国道（国土開発幹線自動車道等）
 11,520km
- 国土交通大臣の指定に基づく高規格幹線道路
 （一般国道の自動車専用道路）
 約2,480km
 ［うち本州四国連絡道路　約180km］

④高規格幹線道路の整備状況

（単位：km）

区　　分	総延長	R7年度末 供用延長	R8年度 新規供用延長	R8年度末 供用延長	進捗率
高　規　格 幹　線　道　路	約14,000	12,396	69	12,465	89%
高　速 自 動 車 国 道	11,520	(1,138) 9,233	(13) 31	(1,151) 9,264	(90%) 80%
一般国道自動車専用道路 (本州四国連絡道路を含む)	約 2,480	2,025	25	2,050	83%

注）1. 高速自動車国道の上段()は，高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路である。(外書きであり，高規格幹線道路の総計に含まれている。)

2. 一般国道自動車専用道路の供用延長には，一般国道のバイパス等を活用する区間が含まれる。

3. 総延長は，高速自動車国道において，国土開発幹線自動車道建設法第３条及び高速自動車国道法第３条，本州四国連絡道路及び一般国道においては，国土交通大臣の指定に基づく延長を示す。

4. R7年度末供用延長は，令和8年3月末時点での予定延長を示す。

⑤三大都市圏環状道路の整備状況（2026 年(令和 8 年)度末時点(見込みを含む)）

		全体計画	開通済	整備率
全体		約1,200km	1,060km	約87%
	首都圏	約520km	451km	約87%
	中部圏	約270km	249km	約93%
	近畿圏	約420km	360km	約85%

注）1. 2026年(令和8年)3月末時点での予定延長

2. 全体計画延長については全体 100km，その他 10km 単位となるように四捨五入している。整備率については端数処理の関係で整合がとれない場合がある。